

鎌倉行革市民会議 平成 21 年度

第 2 回会議録

開催日時 平成 21 年 7 月 22 日（水） 午後 1 時から午後 5 時

会 場 201 会議室

出席委員 兼村会長、高木委員、水田委員、植村委員、小河委員、二松委員

出席職員 廣瀬経営企画部次長兼行革推進課長、福谷職員課課長代理、古屋経営企画課課長補佐、松木行革推進課課長補佐、柳沢行革推進課副主査

ヒアリング担当課職員 市民健康課：相川健康福祉部次長兼市民健康課長、井上課長補佐
中央図書館：望月館長、中田課長補佐、湯浅係長
下水道課：大坪課長、高宮課長代理、三島係長
保険年金課：相澤（昭）課長、嘉山課長補佐
資源循環課：相澤（達）課長、小島課長補佐

議 事 1 鎌倉行政経営戦略プランの平成 20 年度の取組み及び実績に対する評価におけるヒアリングについて

会長： では、第 2 回行革市民会議を開催します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 本日は過半数の委員の方が出席されているので会議は成立となります。また、1 人の方が傍聴を申し込まれていますので後ほど入って頂きます。その前にお諮りください。

会長： この会議は原則公開となっていますので傍聴の方に入って頂いてよろしいでしょうか。

委員一同： 了承

会長： では、傍聴の方に入ってください。

傍聴人： 入室

会長： 傍聴人の方は「傍聴者の皆様へ」という注意事項を見て頂き傍聴してください。

本日の議題は2点です。議題1が「鎌倉行政経営戦略プランの平成20年度
の取組み及び実績に対する評価におけるヒアリングについて」です。

事前に決めていただいた5つの事業についてヒアリングをしたいと思います。

1項目あたり30分を予定しています。事務局からヒアリングのスケジュール
をお願いします。

事務局： 本日、ヒアリングスケジュール資料をお渡ししていますが、まず、市民健康
課 関連アクションプログラム「補助金の見直し」、中央図書館「指定管理者制
度」、下水道課「下水道使用料の適正化」、保険年金課「市税徴収率の向上」、
ここまでは1項目30分として、最後ごみの部分については、話題も多いかと思
い1時間とらせていただきました。資源循環課「廃棄物処理手数料の適正化」
です。短い時間ですので説明は簡略化いたします。以上です。

会長： それでは、最初のヒアリング市民健康課をお願いします。

相川健康福祉部次長兼市民健康課長： ティアラ鎌倉についての経緯と現状等について説
明いたします。

井上市民健康課長補佐： 平成18年までは市内で分娩できる施設が2施設ありました。
湘南鎌倉総合病院と腰越中央医院です。10年ほど前までは10箇所ほどありまし
たが、先生方の高齢化に伴い、産婦人科でもお産は取扱わないという施設が多
くなりました。平成19年4月以降、お産を扱うのは湘南鎌倉総合病院だけにな
りました。鎌倉市では年間約1200人～1300人の間の赤ちゃんが出生しています。
平成19年度の、出生1274人に対して鎌倉市内で分娩できた方は376件で全
体の30%でした。他の方は近隣の藤沢、逗子、横浜と県内での分娩は530件で
42%、県外は231件、18%でした。

妊婦の方は検診に外に出ていかななくてはいけない状況でした。

その中で市民の方から地元で出産できる施設があった方が有難いという要望
が、市や医師会にありました。

平成19年度に鎌倉市と医師会が話し合い、市内でお産ができないかというこ
とで医療機関にアンケートを行いました。

回答内容は、医師の高齢化と医療訴訟が多いということ、個人医院の先生は1
人で分娩を行うことに疲弊してしまったということで、どの医院でも分娩につ
いて再開した方がよいが基本的にはできないという回答でした。

医師会と話し合いを続け、これは個々の医療機関に分娩の再開をお願いする
のは難しいということで、医師会として産科診療所を立ち上げていただけない
かとお願いをしました。

医師会からは、市立でやったらどうかという話もありました。自治体病院

が全国で次々と閉鎖している状況で市には医師の確保が一番厳しいということで、医師会のネットワークで医師の確保をお願いし、医師会での設立を要望しました。

鎌倉市医師会が医師会立で産科診療所を開設し、運営もしていただくという協定を平成 20 年 5 月 13 日に結びました。当初 12 ベッドくらいを考えていましたが、土地の広さの関係で個室を作ると 8 ベッドになってしまう、8 ベッドでは採算が取りにくい、運営費を補助してほしいということでした。場所は鎌倉駅の近くの大巧寺さんのお年寄りのためのリハビリ施設で取り壊される予定の施設があったので、そこを産科診療所に改修しました。費用は約 1 億 7500 万円でした。

協定の中で問題になったのは、医療訴訟についてでした。医師会は、医療訴訟が起きるベースになるのは医師の厳しい労務環境というものがあるということで、常勤の医師と助産師を普通の診療所より多めにしています。それでも、医療訴訟が起きた場合を考え、3 億円の保険をかけています。医師個人のミスではない場合は、市も診療所まかせではなく積極的に考えていくようにします。医師会からは、お産について、医師まかせにしないという啓発も市が市民にしてほしいという要望もありました。

妊婦さんとスタッフの信頼関係が築いていけるように助産師さんがコンシェルジュ的な役割を果たしていけるようにしています。

また両親教室の他新生児 1 ヶ月検診から 4 ヶ月くらいまでは、お母さんと赤ちゃんが外に出られないので育児不安にならないように一緒にの時期にお産をしたお母さん達とコミュニケーションができるように「はじめまして、赤ちゃんひろば」というものもこの 4 月以降開催していく予定です。

運営費は収入が診療報酬と分娩費用です。支出は人件費と医療機器のリース、家賃がおもなものです。

平成 20 年度は 9300 万円が助成（補助金）になっています。平成 21 年度は分娩が 300 件くらいあるだろうということで、7700 万円を予算として計上しています。

内容は分娩料金が市民の方は個室で 55 万円、3 人部屋が 50 万円です。里帰り出産の方は市民の方と同じで、市民でない方はそれぞれ 5 万円ずつ高く設定しています。

当初は常勤医師 3 名でしたが、現在は常勤医師 1 名と非常勤医師 4 名です。新生児、乳児検診のため小児科医に 1 週間に 1 度来ていただいています。

手術等のときの麻酔が必要な場合は麻酔医にも来てもらいます。

助産師は 12 名、看護師 3 名、事務長 1 名、事務員 4 名、うち 2 名がパートです。

会長： ありがとうございます。それでは、質問をどうぞ。

D委員： 約 7700 万円の補助金の中に、保険料も入っているのですか。

井上課長補佐： はい。保険料の掛け金は入っています。

D委員： 通常であればこの金額の補助金で運営していけるということですか。

相川次長： 今年度は 300 分娩の見込みで約 7700 万円超が不足と見込んでいますが、22 年度については、360 分娩を目標にしていって補助金については 4500 万円くらいが必要になると推定しています。

補助金は最終的には人件費とその他の経費の相殺になり、精算する形になっています。

D委員： 補助基準、ルールのようなものは決めていますか。

相川次長： 産院に係わる経費で不足分は補助金を出すという協定を結んでいます。

A委員： 不足分の補助ですね。

相川次長： はい。

A委員： 当初常勤医師が 3 名いたのに 1 名になったのはなぜですか。

相川次長： 当初の所長の方が、人事の件でお辞めになったという経緯があります。

A委員： 現在の状況で問題はないのですか。

相川次長： 先生方は大変かと思しますので、当初のように常勤 3 名でお願いしたいと要望しています。

E委員： 非常勤の方は、緊急のときに来るのですか。

相川次長： 非常勤の方は 2 名の方は市内で産科を開いている方で、他の 2 名の方は市外から来ている方です。

井上課長補佐： ローテーションを組んでいます。

B委員： 300 や 360 で鎌倉市の分娩をカバーできるのでしょうか。

井上課長補佐： 現在湘南鎌倉では 1000 件くらいの分娩を取り扱っていますが、そのうち市内の方の分娩が 300 件くらいです。ティアラで 300 件ですので、1300 件のお産のうちの 50%にはまだたりません。ティアラで分娩予定でも、流産してしまったり、他に搬送されたりということが 1 割くらいあります。もう少し分娩予約の数を多くとってみようかということも考えています。

会長： 医療事故についての市の責任はどうでしょうか。

相川次長： 医師会立の産科診療所ですから、医療行為についての事故は医師会で解決してもらうことになりますが、市がまったく知らないというスタンスではなく、市もバックアップしますという内容の協定になっています。

会長： 損害賠償が出た場合には、市も支払うということですか。

相川次長： かけている保険で足りない場合は、というような具体的なことまでは協定に載せていません。訴訟、紛争に対しては、医師会に対しては積極的な支援を行うという表現にとどめています。実際のケースが出てこない想定が難しいの

でこの表現になりました。

D委員： 課題として残りますね。

相川次長： 今年の2月から診療所が開設され、順調に運営されはじめましたので、そのあたりのことはこれから整理していかなくてはいけないと思っています。

D委員： 支援するという協定がなければできなかったのでしょうか。

井上課長補佐： 医師会立にするか、市立にするかというときに、地域医療を支えるという使命をもった医師会の屋台骨が産院の運営によってぐらつくようなことになったら本末転倒になるということでした。市が要望するのなら、医療訴訟についても市が一緒になって向き合ってくれないと困るということでした。

E委員： これは素晴らしい行革プランですが、出産費用は普通どれくらいなのでしょう。

井上課長補佐： 大体、42～43万円くらいです。市立ではなく医師会立の産院なので近隣の医療機関の費用のことも考えます。当施設の55万円も市民にとっては高いと感じるようですが、妊娠中も出産後も子育て支援を行うということも含めた金額です。

E委員： 出産費用を高くして採算を取るようにはということではなく、補助金を多く出し、安く安全なお産が出来ればと思います。将来の市のためになること、子ども達のために出す補助金ならばよいと思います。

A委員： 他市の人とは5万円しか変わらないのですね。

井上課長補佐： 今までは、他市の方は2名だけです。市内の方に多く利用していただければよいと思います。

D委員： 市ですべてを作るといって大変お金がかかりますね。

相川次長： 支出で1億3000万円程度です。医療スタッフを確保することが大変です。市立で行うと、その様な部分も大変です。

会長： 時間となりました。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(休 憩)

会長： それでは、中央図書館 図書館サービスについてです。

望月中央図書館長： 鎌倉市中央図書館のサービス業務について説明させていただきます。

図書館は、市民自らが文化的教養を高め、判断力の向上や、よりよい生活を目指すための調査、研究に活用することを目的として、中央及び地域図書館が互いに補いながら効果的資料収集を図り、利用者のニーズに即した貸出し業務を行うために、図書館の開館時間の拡大や図書館システムの改善等、様々な図書館サービスに取り組んでいます。

1. 開館について、平成8年度から木曜日、金曜日は夜7時まで開館することとし、平成13年度からは月曜日の休館を月1回にするなど開館日の拡大を

図り、全国でも早くから開館日の多い図書館として評価されてきました。

2. 図書館システムについて、近年インターネットのめざましい普及により、利用者は自宅のパソコンから 24 時間蔵書検索や予約が可能になり、携帯電話からも予約ができるなど、貸し出し業務が急増しています。その数はインターネット予約を開始した 5 年前の約 3.2 倍になり、年間の総予約数は 30 万件を超え、電話や来館も含み、予約全体の 6 割がパソコンと携帯電話によるものとなっています。今後図書館のコンピューターシステムの更新時には、検索機能のレベルアップやホームページのリニューアル等、利用者のセキュリティ強化をふまえた上で改善を図っていきます。

3. 貸し出し業務では、県内図書館や国会図書館との連携により予約、リクエストにきめ細かく対応し、資料の有効活用を図っています。また資料回収、搬送等の巡回業務や団体貸し出し等は業務委託を行い、効率的な運用を図っています。平成 17 年 12 月から開始した宅配業者を利用した「図書宅配便」は全国にも先進的な取り組みとしてより利用しやすい図書館をめざしています。

4. 鎌倉市図書館では、子どもたちの読書環境を整備するために、平成 19 年度末に「鎌倉市読書活動推進計画」を作成しました。家庭、地域、学校、行政が連携して取り組むための連絡調整機能をもつ窓口として今年度市内の全図書館に読書活動支援センターを設置し、読書の相談、読書活動に係わる人の調整、計画の企画、立案など行政の責任として、豊かな読書環境を目指しています。

5. 様々な図書館サービスの取り組みについては、非常勤嘱託員の補充により正規職員との業務分担を行い、効率的な運用を図っています。

6. 平成 20 年度には『NPO 団体図書館とともだち鎌倉』との協働により市民の視点を取り入れた事業運営をめざし、図書館祭り、「ファンタスティックライブラリー2008」を実施し、図書館の利用促進を図ってきました。のべ、1900 名を超える市民の来館があり、今後も広報誌や地域メディアによる PR を積極的に行い、図書館振興事業による市民への理解を求めていきたいと考えています。

7. 県下でも最も古い図書館でもある鎌倉市図書館は明治 44 年 7 月に開館し平成 23 年度には 100 周年を迎えます。現在、開館 100 周年に向けた取り組みとして、市民委員を含めた実行委員会により、記念誌の刊行やイベント事業の準備を行っています。今後、図書館の充実を図る上で、図書館の社会的役割や、市民要望の多様化、高度化に伴い、図書館業務は一層の拡大が求められています。これを担う図書館職員も専門的な知識や技術を求められ、鎌倉市の地域の特性からも他所では対応できない、長年の資料と知識の蓄積が不可欠です。また、地域要望の把握や、地域資料の保存、継承の目的からも、関連機関や関係

課との調整協力を努める必要があり、将来にわたりこうしたことに対応できる職員の資質の向上、確保を図っていきたいと考えています。

次に図書館における指定管理者制度について、現在県内図書館の指定管理者制度導入状況は、綾瀬市が平成 20 年 4 月から導入、横浜市青葉区が平成 22 年 4 月から導入予定ということを確認しています。

当図書館では、それぞれの市の契約期間である 5 年間にわたる、指定管理者制度による図書館運営状況の把握に努め、内容の検証等を行っていきたいと考えています。

以上です。

会長： ありがとうございます。では質問をどうぞ。

F 委員： 図書館の来館者は何名くらいですか。

望月館長： 来館者自体の人数はカウントしていませんが、毎年度、貸し出し利用人数は把握しています。平成 19 年度は市内全体では 44 万 2 千名の利用がありました。

F 委員： 図書館を利用される方は、本を借りにくる方が多いのでしょうか。閲覧室で勉強をされたり、本を読んだりという方も多いと思います。そのあたりのデータはありますか。

望月館長： 貸し出し件数は、把握しています。平成 19 年度は、図書、雑誌、視聴覚資料（CD、DVD など AV 資料）は 124 万件貸し出し件数があります。その中で 106 万ほどが図書、雑誌は 5 万、AV 資料は 12 万 3 千強です。AV 資料の中で最も多いのが CD で 9 千強です。

中田補佐： 閲覧室の利用も非常に多いです。鎌倉は生涯学習というものについて意識の高い方が多くいらっしゃる非常に多くの方が利用されているのですが、人数の把握はしていない状況です。各図書館閲覧スペースが狭いために、利用者の方にご不便をかけているという状況もあります。

F 委員： 木曜日、金曜日は 7 時まで開館しているということですが、利用状況はどうですか。

望月館長： 夜間の利用状況は 1 年間で木曜日、金曜日が 96 日くらいありますが、19 名年度では 3 万 1 千人くらいの貸し出し利用者がありました。

B 委員： 指定管理者制度を推進していくために、図書館の館長の資格が問題になるかと思います。また、それ以外にどういう問題があるのでしょうか。

望月館長： 現在は図書館司書の資格がなくても館長になれます。事務職でも館長になれるようになりました。

B 委員： 指定管理者制度に移行するために、クリアしなくてはいけない問題の中にそれはなくなったのですね。

望月館長： 指定管理者制度に移行していく前に、図書館の運営にあたり専門職の運営が課題と思われます。鎌倉市は 54 万点の資料を用意しています。利用者に多く

の質問を受けることがあります。これは、カウンター業務の重要な仕事のひとつです。通常の本の貸し出し業務等は司書職員以外の職員、非常勤嘱託員等でも行うことができますが、専門的な本の貸し出しをして質問を受ける場合、専門職の必要性を問われます。

図書館は社会教育施設のひとつです。赤ちゃんを連れていらっしゃる方から年配の方まで毎日図書館を利用することを生活の一部にしている方々に、よりよいものを提供していくことが行政の責任です。そのあたりが、指定管理者制度に移行していく上での課題と考えています。

湯浅係長： 館長が今「質」の面からお答えしましたが、もう一つ指定管理者制度を考える上で図書館の特殊性というものがあげられます。スポーツ施設や文学館と違い図書館は、利用するための対価を取ることが法律上できません。利用が増えれば増えるほど仕事は大変になりますが、儲かることはありません。ここが指定管理をする上で図書館が他の施設と違うところです。

D委員： 人が来ればお金がかかりますね。今は司書職の方はどれくらいいらっしゃいますか。

望月館長： 中央図書館には7名、地域の図書館4館に8名合計で15名です。

A委員： 蔵書や資料は年間どれくらい増えていくのですか。

望月館長： 購入図書は2万6千点です。寄贈が1万7百点です。除籍図書も2万7千点ほどあるので、毎年1万点増えていきます。

E委員： 今の子ども達はゲーム機を離さない、本を読まないで国語力が落ちます。国語力が落ちればすべての学問の力も低下します。子どもの読書の推進活動についての説明がありましたが、その点に対応する施策はありますか。

望月館長： 子ども達の読書離れは非常に危惧されています。そのために子どもの読書にかかわる法律も施行され、本市でも読書環境を改善するために鎌倉市子ども読書活動推進計画を策定し、この計画の実行のために平成20年度4月から各図書館に読書支援センターを設置しました。家庭、地域と学校と行政が連携し、子ども達に読書を届けるというテーマとして取り組んでいく計画を立てました。

その後、多くの団体等の要望に応え、図書館にこられない方のため、図書館から出向いて本の読み聞かせ等の活動にも取り組んでいます。

また、こどもみらい課、保育課とも連携し子どもたちに本を届けていく方法を考えて調整をしています。

これらの活動について報告、確認をして検証してもらい、様々な方策の提言をしていただくために、5月に子ども読書活動推進連絡会を立ち上げました。

ここで読書活動推進計画に実行性をもたせるため、具体的な対応をしていきます。

小学校では、図書室に常勤の専門員を配置し、図書館と連携して読書環境を整えることが課題と考えています。

ブックスタートという6ヶ月児の育児教室に図書館から出向き、本の読み聞かせを行っています。読書バックという本を差し上げ、お母さんに読み聞かせてもらいます。これは市の施策事業で95%のお子さんに本を届けています。

会長： 図書館の年間予算はいくらですか。

望月館長： 平成21年度で約1億4千900万円です。

D委員： 財政が厳しくなると、削られてしまいませんか。横並びですか。

望月館長： 市長の意向もあり資料費の購入については確保されています。

会長： この会議は行革の会議なので、お金、サービスが問題となりますが、木、金曜日以外の日も、開館時間を延長するということはないですか。

望月館長： 地域性と利用率、効率性を考え、今後検討していかなくてはならないと考えています。

会長： 計画を作るだけではなく、現在の利用状況等を検証するべきでしょう。

図書館サービスは財政的にすぐ削減される部分です。色々検証してもっとアピールするべきでしょう。

B委員： 1億4千万円の中に常勤の人件費も入っていますか。

望月館長： 入っていません。職員の人件費は約2億円です。

F委員： 先ほどの質問なのですが、実は入館者数がわからないのは他の自治体も同じです。鎌倉市で先進的にそういうデータを取られたらよい管理ができると思います。

A委員： 鎌倉は文化人も多く、生涯学習に適した環境です。そういう意味でも図書館が果たす役割は重要です。

小中学校の図書室を開けるというのは、管轄は学校ですか。

望月館長： はい学校です。今は専門員が週3日ほど確保されています。市内小学校については、平成22年度に16校すべてに配置される予定と聞いています。

A委員： 図書館と学校が連携をとりあって読書環境を整えるということですね。

望月館長： はい。

会長： では、時間を過ぎてしまいましたので、これで終了します。ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

会長： それでは次に「下水道使用料の適正化」について説明をお願いします。

高宮課長代理： 下水道会計の使用料改定と収入状況について説明します。平成17年に鎌倉市下水道事業運営審議会で「下水道事業の今後のあり方について」と「下

水道使用料の適正化について」諮問いたしました。平成 18 年 10 月に下水道使用料の適正化について答申を受けました。主な内容はそれまでの下水道使用料は汚水にかかる維持管理費に充当するという事で、維持管理費を使用料対象経費として設定していましたが、今後は汚水分の資本費、元利償還金にも充てるようにということ。その目標は元利償還金の 50%を使用料から算入すること。

次に下水道使用料の改定時期は、できるだけ早めにということでした。

改定率は 20%以内にとどめるようにということで、10 年の間に経済情勢にも配慮して資本費の 50%までになるように改定を続けるようにということでした。

そこで 19 年 4 月に下水道使用料を改定し、平成 20 年度の決算額は 19 年度とほぼ同額でした。20 年度の使用料の歳入が 24 億 1 千 8 百万、19 年度は 24 億 1 千百万円でした。改定前の 18 年度は 20 億 2 千 9 百万円で約 3 億 8 千万円増えました。

ここ 1、2 年、使用料は各家庭、各企業の上水道の使用量、ポリウムが抑えられています。これは、エコの観点や使用料が企業の経営に影響されるということで水道使用のポリウムが増えていない状況です。上水道の使用量が下水に使用量にかかってきますので、上水の使用量が増えないと、下水の使用料も入ってきません。

最終的に決算を終えたところ、20 年度の資本費充当比率は 20%になりました。

今後の下水道使用料の改定時期ですが、22 年度 4 月からという目標になっています。機械的に 3 年に 1 回改定していくということもありますが、このような不況下で、公共料金の値上げは果たしてよいものか、情勢も検討しながら準備したいと考えています。改定の率も 2 桁は難しいだろうということで、3 年に 1 回くらいで改定していき目標を達成するのが、公共料金のあり方ではないかと考えます。

平成 19 年の前の改定は平成 13 年度でした。この時は 13%上げていました。2 桁の値上げは市民の方にご負担が大きいですので厳しいと考えます。

改定については来年 4 月にするのならば 12 月の議会に上程しなくてはいけないのですが、厳しい経済情勢なので、1 年先、2 年先に見送るかということを検証しています。

次に下水道事業の今後のあり方についてですが、市街化区域はほとんど整備できましたので、今後は市街化調整区域の集落について順次整備していく、点在している箇所については浄化槽で処理していくということでそれぞれエリア分けをして、昨年度市街化調整区域については下水道事業の認可を受けています。

今年度から設計をはじめ、22 年度から工事をはじめる予定です。約 10 年をめどにして整備をしていきたいと考えています。

市街化調整区域の下水道の整備は、住民の方から分担金をいただきながら計画を進めていきます。以上です。

D 委員： 従来維持管理費だけ料金でまかなってきたのを資本金も料金に充当していくようになったのは法改正があったのですか。

高宮代理： 全国的にこのような考え方を示されました。

割合については、今年度で 43 億円、答申では 50%をめどということで不足分は 12 億円です。現在まかなっている金額が 9 億です。この不足を使用料で補うにはみなさんから頂く額が 50%アップしなくてははいけません。そこまでは難しいです。

私たちは維持管理費を少なくしていかななくてははいけません。人件費を落とし、維持管理の経費のコストをできるだけ抑えて、資本費に回していこうとしています。

会長： 鎌倉市は県内では資本費の算入率が低かったですね。なぜですか。

高宮代理： 維持管理費だけを市民の方にいただき、あとは市でまかなっていこうという考えでした。

B 委員： 使用料を上げる場合は、市民に対して理解してもらうよう説明責任があると思います。

下水道の老朽化をどうするのかという展望も見せていただきたいと思います。

大坪課長： 老朽化の問題についてですが、30 年以上たつ施設もかなりあります。平成 13 年頃から維持管理に重点を置き、お金のかからない方法でやっています。

市民のみなさんへの周知の取り組みもしていきたいと思っています。

高宮代理： 周知については、これからホームページ等で数字をお示ししながらコスト等の情報を出し、理解していただけるようにしていきます。

E 委員： 立方米いくくらいですか。

高宮代理： 基本額 16 立方米まで 1424 円です。それ以上は水道の使用料により変わっていきます。17～30 立方米まで 97 円 31～40 立方米までは 105 円です。

E 委員： 1427 円に加算されるのですね。以前は 500 円くらいだったように思います。

高宮代理： 近隣地域、県央地域よりは高いです。工事費がかかっています。

D 委員： 値上げしなくてよくなるのはいつ頃ですか。

高宮代理： 調整区域の工事が行われます。これから市債を発行して事業をおこないます。それも返していくので、正式な試算はできていませんが、15 年、20 年が、ひとつの目安になるでしょう。

大坪課長： 整備はほぼ完了していますが、老朽化と耐震化また高度処理へ向けて取り掛

かかろうということで、まだまだ整備する内容も残っています。

現状値上げしなくてよい時期がいつ来るかは、はっきりしていません。

兼村委員： 下水道事業の中で民営化ということは考えられていますか。

大坪課長： 運転管理は民間委託しています。処理場も2ヶ所ありますが、人件費削減のため、1ヶ所で維持管理をおこなっています。

事務局： 維持管理を長期契約任せるのは22年度からで包括的委託を考えています。

E委員： 窒素、リン利用はどれくらいですか。

大坪課長： 県内の基準が10PPMです。この基準の中で処理しています。

D委員： 鎌倉市では、下水道への一般会計からの繰り出し金が多いので心配しています。

F委員： 下水道事業の場合、水量密度というもので見えています。市街化調整区域に入り、料金が入らないところに管が伸びその水量密度が低下してしまいますので、料金頭打ちどころか、持ち出しが増え採算がとれなくなります。水量密度を調べ、計画面積まで行くと料金はどうなるのか等シミュレーションを早く行われた方がよいでしょう。

大坪課長： 市街化調整区域で計画している箇所は、市街化区域に接近している箇所を考えています。

会長： それではこれでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(休 憩)

会長： 次は「市税徴収率の向上」について説明をお願いします。

相澤保険年金課長： 国民保険制度は医療保険の最後のセーフティネットとして重要な役割を果たしています。社会環境の変化により加入されている方の職業にも大きな変化が起きています。制度発足時には、農林水産や自営の方が7割を占めていましたが、平成18年には2割になっています。無職の方は10%くらいでしたが55%となりました。

また年齢構成では、60歳から74歳までの方が40%と高齢化が進んでいます。

平成20年度から75歳以上の方は後期高齢者医療制度で国民健康保険を抜けて国保対象は、74歳以下の方となっています。

鎌倉市の現状は国保加入者が約5万人で、世帯数は3万世帯ということで市民の方の約30%が国保に加入され、市の全体の約40%が国保世帯となっています。

60歳から74歳以下の方の占める割合は約50%です。鎌倉市を含め高齢化が進んでいて医療費が増大している反面、経済力が弱く、保険料負担力も弱まっているのでこの制度の構造維持が、厳しい状況です。

続きまして、本市の保険料収納率についてです。現年度の収納率は平成 19 年までは 94%を超える収納率でした。平成 20 年度、91.3%と低下しています。これは納付率が高い 75 歳以上の方が、後期高齢者制度に移行した影響です。国全体も同じような状況です。

鎌倉市は県内でもトップクラスの収納率です。

本市の収納対策は、1 つ目は、滞納者へ文書催告を毎月行っています。夜間、休日には電話における催告等を行い、ボーナス時期や年度末時期にも行っています。初期の滞納時期に滞納状況を解消しようと心がけています。

2 点目は、保険証を 2 年毎に一斉更新します。更新する際に滞納者には、2 年間の有効期限でなく、6 ヶ月の有効期限の短期証をお渡ししています。

半年後、6 ヶ月間の納付状況や経済状況により窓口で納付相談を受けます。

3 点目は、口座振替の促進です。自主納付の中でも納付書を使つての毎月の支払いは忘れてしまうこともあるので、口座振替をお願いしています。以上です。

D 委員： 滞納繰越が下がっているのは、なぜですか。

相澤課長： 奇数年に保険証を発行するので収納率が上がります。

F 委員： 国保にかかわる一連の業務は課の中で分かれて行っているのですか。

相澤課長： 資格、給付関係については国保給付担当で 10 名体制、保険料の徴収、滞納関係は、保険料担当 7 名体制でおこなっています。

F 委員： 7 名の方の中でも業務内容で分かれているのですか。

相澤課長： 事務分担はしていますが、保険料担当は毎年ローテーションを組み担当事務を変えています。窓口対応もローテーションを組み、みんなで対応しています。

F 委員： 保険料の徴収について民間の徴収業者に委託等考えていますか。

相澤課長： 経済的に弱い方が国保は多いので、滞納の場合など相談を受けながら納得していただけるようにしています。民間の方が入る分野もあるのですが、切り分けがつかないので今までの延長でやっていこうと考えています。

D 委員： 徴収率が下がっているのは、無職の方などどうしても払えない方が増えているのでしょうか。

相澤課長： われわれもそう考えています。年の若い方でもリストラされた方、体を悪くして仕事を辞めざる得ない方などが入ってくる最後のセーフティネットなので、徴収は難しいです。

F 委員： どれくらい一般会計から出していますか。

相澤課長： 決算ベースで 10 億です。

高齢者の方が多いので医療費の保険負担は多く、被保険者が納める保険料負担が 4 割で残り 6 割を公費負担でまかなっています。所得が増えない中で保険料負担の限界もあり、どこの市町村でも運営が難しい状況です。

会長： 保険料も上がっていますか。

相澤課長： 平成 18 年度に引き上げました。それ以降はありません。

F 委員： 欠損金の時効は何年ですか。

相澤課長： 保険料の時効は 2 年です。

D 委員： 高齢化が益々進んでいくので保険料未納の問題は大きくなりますね。

相澤課長： 一度歯止めをかけて、そこからまた今後どうしていくかを考えなければなりません。

会長： スタッフを増やすと徴収率は上がるでしょうか。

相澤課長： 今の人数では現在の事務処理が限界と思います。スタッフを増やすと事務処理の視点は変わるかもしれません。しかし、飛躍的に徴収率が上がるとも思えません。

一人、一人の話を聞き、その方にあった滞納の整理の仕方を見つけていかななくてはいけないと思っています。

会長： 他によろしいでしょうか。 ありがとうございます。

（ 休 憩 ）

会長： 最後は、資源循環課「ごみの有料化について」です。説明をお願いします。

相澤資源循環課長： 家庭ごみの有料化の手法、スケジュールについては、現在検討中です。有料化にする種別の課題ですが、生ごみ、燃やすごみ、燃やさないごみ、危険有害ごみ、これらを有料化できるか検討しています。古紙、古布類、容器包装プラスチック、ペットボトル、飲食用カン、ビン、植木剪定材、使用済食用油については、資源物でごみではないということで無料のままでいけるか検討中です。

現行すでに有料化している粗大ごみ、臨時ごみ、持込ごみについては、有料のまま進めたいと考えています。

有料化にする場合は、排出袋はどうかです。ひとつは指定有料袋制、もうひとつは、ごみの排出袋にシールを添付してもらうシール制です。

指定有料袋は 5ℓ の極小、10ℓ の小、20ℓ の中、40 リットルの大、60ℓ の極大の 5 段階制ではどうかと検討しています。

スケジュールですが、今現在、生ごみを資源化するバイオマスエネルギーを回収して電気等の活用を図る施設を平成 27 年度当初に稼働させる目標を設定しています。この施設の稼働時期に合わせて有料化導入を検討しています。

今年度から「鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会」の中で、意見を聴取予定です。平成 25 年度に市民からの意見を聴取し、平成 26 年度条例改正及

び市民周知というスケジュールを考えています。

それ以外の課題ですが、一つ目が分別排出の問題です。今も市民の方に負担をかけていますが、組み合わせにより、現行の分別排出日を収集形態に合わせて、収集費用が安くなるように検討すること。二つ目は収集方法ですが、現在クリーンステーションという拠点に市民の方にごみを出していただき、そこに市や委託業者が収集しに行きますが、戸別収集について全品目できるのか、部分的な品目にするのか、コスト、費用について等検討しています。

また、戸別収集にするためにモデル地域のテストをしなくてはならないので、モデル地域の選定、時期についても検討しています。家庭ごみの有料化に向けての手法、スケジュール等については以上です。

今後のごみ処理の方向性ですが、平成 18 年度に本市は「鎌倉市一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。この中で、「ゼロ・ウェイストかまくら」ということを大きな基本理念としています。ごみの焼却量や埋め立て量を限りなく 0 に近づけると謳っています。これを支える指針としてはリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R 運動があります。事業者、市民、行政が一体となりこの活動をしていく中で「ゼロ・ウェイストかまくら」を進めていこうとしています。

また、先ほどお話ししました生ごみをバイオマスエネルギー化し、焼却量を減らし、資源化していきたいと考えています。

ご存知かと思いますが、平成 16 年度から平成 18 年度までリサイクル率は人口 10 万人以上の都市では 3 年連続で全国 1 位となっています。焼却灰も資源化していますので、埋め立て量は 0 となっています。焼却量をできるだけ少なくするごみ処理の方法について今後は邁進していきたいと考えています。以上です。

D 委員： 戸別収集となると膨大な人員が必要になりませんか。

相澤課長： 戸別収集導入時には 1.7 倍の人員が必要だろうと考えていますが、戸別収集と有料化を実施している藤沢市に聞いてみると落ち着くとごみを出さなくなってくるということです。当初見込んでいた 1.7 倍から現在は 1.3 倍くらいでできるという話も聞いています。

しかし、藤沢市の場合は家がほとんど平地にあります。鎌倉の場合は谷戸があり、山の奥に家があると、当初は藤沢市よりも人員が必要になるかと思うので検討していきたいと思います。

B 委員： 資料を拝見すると、1 人あたりのごみ処理費や 1 t あたりのごみ処理費が高いと思います。リサイクル率が全国 1 位ということで、この点にコストがかかっているのかとも思います。他にごみ処理費が高い理由はありますか。また、リサイクルは重要なことですが、高齢化等に伴い福祉関連費がかかってくると思

うので今後の方向性についてはいかがでしょう。

相澤課長： ごみ処理費が高い理由ですが、やはりごみを資源化するにあたり中間処理費がかかっています。ごみの分別が細かい分、収集形態にも費用がかかります。

今年度から収集を民間委託しました。これからは収集には民間委託を順次増やしていき、人件費を含めた支出の抑制に努めていきたいと思います。

鎌倉市は循環型社会の形成を目指しているので、資源物を資源化するという方向は続けていこうと考えています。

B委員： ごみ処理費用が高いのは、資源化の他に理由はありますか。

相澤課長： 観光的な要素もありますが、鎌倉の場合、宿泊施設は少ないので市内の飲食業からのごみもあるかと思います。

あとは、やはり直営でごみ収集業務を行っているので人件費は高いと思います。この辺は民間委託の導入を進めていきたいと考えています。

B委員： 民間委託した場合、何年後にどれくらい減っていきますか。

相澤課長： 長期的には計画できていないですが、今年度は人件費、物件費を含め約 1700 万円削減効果が得られました。今後、高齢の方や障害をもつ方などごみを自分で捨てられない方の安否確認を含めた、「ふれあい収集」は市が直接関わっていきますが、その他は順次委託化を図っていくところです。

D委員： 藤沢市以外で県内で戸別収集をしているところはありますか。

相澤課長： 大和市です。

D委員： 有料化の基本的な理念は財政が厳しいので有料化してごみ収集の財源を確保していくということなのか、ごみを減量化するためなのかどちらですか。

相澤課長： 基本的には焼却量 0 が目標ですので減量効果を求めています。

また、鎌倉にはごみを資源化するための大きな分別施設がないので各家庭で分別してもらうことになります。すると、収集日が増え収集業務に経費がかかります、収集経費に見合う処理費用の適正な価格設定も必要になると考えています。

藤沢市、大和市は当初はリサイクル率を上げるために分別を徹底することと、ごみを減らす目標をもっていました。藤沢市のリサイクル率は上がり 30% に、焼却率は減少しました。

鎌倉市は市民の方の協力のもとすでにリサイクル率は 50% となっているので、この率を上げるのは厳しいと思います。

A委員： 藤沢市の場合のごみが減ったと言いますが、何が減ったのでしょうか。家庭での購入量はそう変わらないでしょうから出ていく量は変わらないでしょう。それが有料化になったからと減るのでしょうか。別のところに捨てられたりしていないのでしょうか。

相澤課長： 藤沢市も大和市は燃えるごみと生ごみと分けてはいません。その中で重量の

ある紙類などを資源化に回したのでリサイクル率が上がりました。

A委員： 鎌倉市は資源化が進んでいるので、トータルの廃棄物の経費を下げるのがメインになるのではないのでしょうか。戸別訪問のコストがかかり、トータルで見ると有料化によるコスト増になってしまうのではないのでしょうか。

行革市民委員としては、これまでかかった費用をなるべくかからないようにし、身を軽くして、と考えてしまいます。

相澤課長： 排出日を変え、収集形態を変えていくことは大きな影響があります。今まで、別の日に収集していたごみを同じ日に収集できるよう、よく検討し経費の削減に向かっていきたいと考えています。

A委員： 有料化するものは何ですか。

相澤課長： 今考えているのは、生ごみ、燃やすごみ、燃えないごみです。

A委員： 事業用のごみは分別していますか。

相澤課長： 基本的には分けていただいておりますが、家庭ごみのように分けられていません。

A委員： 見ているかぎりごちゃごちゃですね。

相澤課長： 昨年度ですが事業系も生ごみや割り箸などきちんと分けていただきたいとお願いし、50 事業媒体モニタリング調査した中では 85%の率で分けていただきました。

A委員： 事業系のごみの処理費には多くの税金が導入されています。もし、一般家庭のごみを有料化するのならば、この辺も含めきちんと説明してもらわなければいけないでしょう。

相澤課長： 事業系ごみと一般家庭ごみは別料金体系を考えています。

D委員： お金がないから有料化するというのは成り立ちません。他の市でもごみの有料化がされないのは、地方財源計画などでも通常のごみ処理体制はできるということになっているからです。特に有料化に踏み込んでいくには財源問題ではない特別な、明確な理由がないと難しいでしょう。

E委員： ごみを半減化計画というのは、ごみ処理場2つを1つにしようとするために出てきた発想のように思えます。処理場が1つになれば経費は減ります。バイオマスとなると生ごみをきれいに集めるようになると紙が減るのでその辺の効果も考えているのでしょうか。戸別収集になると経費がかかるのでクリーンステーションで生ごみ、燃えるごみをうまく分けて同じ車で収集するなどの工夫が必要かもしれません。

A委員： 昔より下水処理のバイオマス化は進んできたので、ディスポーザーを使い、浄化槽にもっていった方がよいのではないのでしょうか。

相澤課長： 今回のバイオマスは下水の汚泥も一緒に行う予定です。

A委員： 市からディスポーザー補助を出してという考えもあるのではないのでしょうか。

相澤課長： 本市の場合、マンションなどでディスポージャーを付ける場合は、中間処理槽のあるものに限り許可しています。

D委員： 下水道料金も上がり、ごみも有料化されるというのは、ライフラインの部分ですから、市民に影響は大きいです。よく検討してください。

会長： それではよろしいでしょうか。ありがとうございました。

相澤課長： 貴重なご意見ありがとうございました。

ヒアリング終了後

会長： ヒアリングというはじめての試みいかがでしたか。

委員一同： よかったですね。

会長： また、次回できたらやりましょう。では議題2「その他」何かありますか。

事務局： このあと、みなさんにアクションプログラムの評価表と意見表を来週中に記入していただきたいと思います。 8月5日には本の形にしてお渡しします。

会長： それでは本日はお疲れ様でした。次回は8月5日です。よろしくお願いします。